

夏季休業期間預かり事業について

1 概要

学童保育室の利用の多様化により、これまでから夏季休業後、一定の退室者がいることから、学童保育室の夏季休業期間預かり事業をモデル実施する。

2 実施場所

茨木小学校内

3 対象児童

現在、茨木学童保育室に在籍している児童

※1年生から3年生（支援学級に在籍し、3年生から継続して学童保育室に入室している児童にあっては6年生まで）の児童で、午後5時頃まで保護者の就労、疾病その他の理由により、家庭に不在である状態が月間15日以上あること（通常の学童保育室入室資格と同様）

4 実施期間

令和元年7月22日（月）～8月24日（土）のうち、日・祝日を除く29日間

5 実施時間

午前8時15分～午後7時

6 預かり料

（円）

| 階 層 区 分 | | 月曜～金曜 | | 月曜～土曜 | |
|---------|-----------------------------|--------|-------|--------|-------|
| | | 1人目 | 2人目以上 | 1人目 | 2人目以上 |
| A | 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B | 市民税非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| C 1 | 市民税均等割のみ課税世帯 | 4,500 | 2,500 | 6,000 | 3,000 |
| C 2 | 市民税所得割課税額 48,600円未満 | 9,000 | 4,500 | 12,000 | 6,000 |
| D | 同 課税額 48,600円以上57,700円未満 | 11,000 | 5,500 | 14,000 | 7,000 |
| E | 同 課税額 57,700円以上97,000円未満 | 13,000 | 6,500 | 16,000 | 8,000 |
| F | 同 課税額 97,000円以上 | 15,000 | 7,500 | 18,000 | 9,000 |

※延長預かり料は別途設定（月曜～金曜 3,500円、月曜～土曜 4,500円）

※みなし寡婦（夫）制度あり

7 活動内容等

任期付短時間勤務職員及び臨時職員が通常の学童保育室と同様の活動内容で事業を実施する。